

平成29年度第1回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成29年4月21日（金）10時開会 12時10分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎「水明荘」

3 出席者

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 常設審議委員 | 15名／21名（出席者は別紙名簿のとおり） |
| (2) 鳥取県経営支援課 | 中西課長補佐、横山課長補佐、河本主事 |
| 総合事務所農林局 | (東部) 吉尾主事
(中部) 會澤主事
(西部) 平田主事 |
| 鳥取市農業委員会 | 岡本係長、川口主事 |
| 南部町農業委員会 | 亀尾事務局長補佐 |
| 倉吉市農業委員会 | 隅主任 |
| 県農業共済組合 | 田嶋課長 |
| (3) 事務局 | 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田補佐 |

4 開 会（倉益局長）

おはようございます。定刻になりました。ただいまより平成29年度第1回常設審議委員会を開会させていただきます。

まず、本会会議規則第7条に基づいて出席委員数の報告をいたします。本日の委員の御出席です。20名中15名の出席でございます。運営規程第4条第4項の規定に基づきます定足数、過半数ですが、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告いたします。

それでは、この4月1日から新会長に就任いただきました上場会長、御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

5 上場会長挨拶

皆さん、おはようございます。委員の皆様には、大変御多忙の中を御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

4月1日から着任をさせていただいておりますが、前回まではこちらに座っておったわけでございますけれども、こうやって会長席に座りますと、大変緊張してるところでございます。

見渡しますと、市町村や県や異動になって加わっていただいた方もおりますけれども、また後ほど紹介をいただくとして、どうか御指導、御鞭撻をいただいて、この農業会議、農業委員会の仕事が順調に進むように、微力ですけれども努めてまいりますのでどうかよろしくお願いいたします。

座って少しお話をさせていただきます。今も長谷川副会長に、梨の交配の話をちょっ

と聞いておりましたけれども、年によっては花が散るような寒い冷たい風が吹くこともございますが、比較的農作物も順調に推移をしているようでございまして、きょうはまた和牛全共の牛の審査もあるように聞いておりますけれども、いい1年になるように祈っておるところでございます。

4月1日以降、私と倉益事務局長と担い手育成機構の小林専務とで全市町村を挨拶に回らせていただきました。若桜から日南まで、同じ時に全部回るというのは、なかなかそういう機会はないわけですが、回ってみますとまた感じることも多うございまして。とりわけ市町村で人事異動が結構あっておりまして、例えば江府に行きましたら、何だかすばらしい事務局長さんが女の方がおられたり、びっくりするようなこともございまして、いい感じだなと。そうも思いましたけれども、これだけあちこちで異動がありますと、今まで積み上げてきたことをきちんと引き継いでもらって立ち上がっていかないと、なかなか大変かなという、そういう思いもいたしました。とりわけ今、新しい委員さんの選出のプロセスにあるわけでありまして、6月、7月になりまして、一気に事が動くように準備もしていかないといけないのかなと、そう感じたところでございます。

それで、事務局のほうの仕事のしぶりにつきまして、これは担い手育成機構のほうも4月に入りまして新しい立ち上げをしながらであります、農業会議事務局も、今の仕事のありようを聞き取りもし、また打ち合わせもしたところでありまして、少しというか、かなりこれは変えていかないといけないなど、このように思っております。詳しくは、きょうこの後、理事会をお願いして理事の皆様と御相談しながら、順次取り組みを進めさせていただけたらと思っております。

事務局のほうに話しておりますのは、この農業委員会や農業会議の仕事は非常に大事な仕事でありまして、大事であるがゆえに、ちょっと乱雑というか粗雑で納得がいかなということになると強い批判を受けなければなりませんし、反対にちょっといい具合にしますと、みんなからようやったがなとって褒めてもらうわけでありまして、そのほんのちょっとの違いが大変大きな差を生むことであるから、仮に今が不足していけないことはすぐ改めればすぐ良くなるので、そういう大事な仕事を任せられているという自信や誇りを持って、農業委員会会長さんと一緒に取り組んでほしいということを話しているところであります。

卑近な例でいえば、私も若いときに大分やんちゃでもありましたので、晩に遅くというか朝早く帰ることもあったんですが、おやじから叱られまして、重俊、男というもんは飲んで戻ったときは、飲めば飲むほど下足をちゃんとそろえて玄関の戸を閉めて、そしてその障子やふすまをがいな音させんやに、そろっと入るもんだとって教わりまして、いまだもっておかげさまで、そのおかげでこうやっておりますけれども。同じ物事をして、一つの文書がちゃんとその目的を達しているかとか、そういうことを点検するだけで違ってくるということを話しておりますので。

今日はこの後、この常設の会議の持ち方も、局長のほうから考え方を話してもらいますけれども、そういうプロセスで取り組んでいるということを御理解をいただけたらと思っております。そして、また各委員の皆さんから、もっとこうしたいほうがいいじゃないかという御意見を積極的に賜ればと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

終わりに、けさ日本海新聞の下のところに石破さんの本の広告が出ておりまして、「日本列島改造論」ならぬ「日本列島創生論」ということでありました。目次をちょっと見ただけでありますけれども、お任せ民主主義ではなくて自分たちが取り組まなければならんとか、そういうコンテンツになっておりまして、私もぜひ買って読みたいなと思っておりますけれども。5月、6月には全国の会長会もあって、また東京にも会長さん方と行くわけでありまして、ぜひこれは我々も一読をして、志を同じにするところは、また石破さんに良かったという話もせねばなりませんし、農業委員会系統組織としてはこういうふうな考え方で前に進みますということも、また話さねばならんのではないかと。新聞の広告を見た段階ではありますけれども、そんなことも思った次第でございます。また、そういうことについても、後ほどの理事会で御相談をできたらと思っております。

取りとめのない御挨拶でございましたけれども、何とぞよろしく願いをいたします。それでは、以上、御挨拶といたします。ありがとうございました。

6 新委員の紹介等

事務局より、今月新たに委員になられた方を紹介。

1号会員5番	若桜町農業委員会	山本会長
1号会員8番	三朝町農業委員会	山本会長
1号会員10番	日吉津村農業委員会	立脇会長
1号会員11番	江府町農業委員会	松原会長
5号会員19番	全農鳥取県本部	尾崎本部長

県関係者等の人事異動者の自己紹介。

県経営支援課	横山課長補佐
県経営支援課	河本主事
鳥取市農業委員会	岡本係長
鳥取市農業委員会	川口主事
東部農林事務所	吉尾主事

事務局 倉益局長

それでは、以降、農業会議の定款第44条、そして運営規程の第4条第3項の規定に基づきまして、会長に議長として進行いただきます。

上場会長、よろしく願いいたします。

7 議事の要旨

議事録署名委員の決定

議長
(上場) それでは、議事録署名委員を決定させていただきたいと思っております。事務局から御提案をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

境港市の足立委員さんと、智頭町の小林委員さんをお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、報告事項から入りたいと思っております。

事務局、お願いします。

8 報告事項

(1) 新年度の本会業務の推移について

事務局

資料1をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、先ほど上場会長のお話もございました。4月3日、4日、5日とかけて関係機関、団体、全市町村回らせていただきましたが、その後、一番最初に行った研修会がこの市町村農業委員会の職員の皆さん、新任職員の皆さんに集まっていた研修でございます。当日は42名の出席であります。ここに農業会議の職員の感想も載せておりますが、皆さん自己紹介をして参加意識と一体感が高まったのではないかということ。そして、上場会長からの農業委員会職員としての心得、この辺、森井参与のところに記載しておりますが、聞いて本当によかったという、参加者の皆さんが大変喜んでいただきました。中身については、またごらんいただきたいと思いますが、こういったことで農業委員会の皆さんと一緒にやっていこうと思っております。

資料1の2のほうでございますが、これは4月12日に全国農業会議所のほうから発行しております、全国農業新聞の表彰がございました。はぐっていただきますと、全国農業新聞情報活動特別功労賞ということで、普及部数で全国8位が倉吉市農業委員会の山脇会長でございます。山脇会長には本当に御苦労いただきまして、普及拡大に努めていただきました。本当にありがとうございました。そのほか鳥取県では、ごらんの日野町、琴浦町、そしてそのほか日南町の梅林会長、琴浦の毎田補佐という、皆さんが推進に尽力いただきましたので表彰をさせていただきました。一番最後には、全国表彰のほうで壇上での様子を写真も載せてございます。大変、全国農業新聞のほうも苦戦をしております、皆さんにまた一層の推進方を本当によろしくお願いしたいと思っております。それが資料関係であります。

議 長 山脇会長、おめでとうございました。

山脇委員 ありがとうございます。

議 長 何か一言、お願いします。

山脇委員 去年のいつだったか知りませんが全国農業会議所のほうからここにおいでになりまして、中部地区の会長会で招集されまして、部数が大変減って困ると、何とか部数を増やして下さいということで来られましたときに、全体で数が少なかったわけです、希望された部数が。そんなもんでいいかいなど。1つの農業委員会で10部や15部以上はとらな

いけんわ、全体で15部なんて、そがなもんじゃないわって私が言ったもんですけん、何とか言った以上は頑張らないけんと思って、私も大分、何年かずっと毎年10何部で表彰を受けとるんですけども。だんだんと頼む人もなくなってきて、市役所の職員等にも大分、部長なり課長なり職員にも、農林関係の方をお願いしてとってきとったわけですけども。まだまだたくさんの方が読んでおられないということもございまして、とにかく役所から攻めていこうかと。皆さんにこういう全国のことを、農業のことも知ってもらうためにもいいじゃないかなということもございまして、まず副市長にもお願いして、何とか頑張ってとってえな。それからその周りの秘書とか、秘書課の方とかいろんなところをとりまして。また、私はたまたま農業共済組合でも組合長という席を持つとるものですから、きょうは■■■■も来ておりますけども、本所のほうに、■■■■、何とか、共済新聞もあるんだけど、全国の農業新聞も読んでもらえんかいやって言ったら、わかりましたということで職員にも声かけていただきまして、このような数字になったわけでございます。全国に行ってみれば最高が80、長野県の女性の方でございました。驚きました。よう頑張られました。これに何とか近づいたろうかと、来年はと思えますけれども、大分ネタがなくなってまいりましたので、何とか今後もより一層頑張るってまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

山脇さんが表彰されて大変おめでたい話だし、わけを聞いて、そしてまた我々もみんなが頑張ろうという気持ちになるところが、倉益局長さん、大事だと思ひまして、ここで御披露をして山脇さんの挨拶もないし、ふうっとみんながしていんだということでは一向に会がよくなるので、その辺から事務局長さんにはよろしくお願ひしておきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは続けてください。

高西委員

いや、参考になりましたわ、ね。

米子市の市長も決まりましたけ、市長を初めハッパをかけて事業してもらわないけんだけ。

議 長

この農業委員会の中間管理事業のことが町長さんや村長さんにどのぐらいわかつとるかといいますと、なかなかわかつておりません。このうちの新聞を読んでもらうぐらいから、これは立脇さん、日吉津もぜひ松嶋君や担当も是非そういうことで、日吉津も5部ぐらいは是非ふやいていただかないけんだないかと思ひますし、そういうことで高西さん、米子市も頑張るってやりましょいや。

(はい。)

議 長

それじゃあ、局長、よろしく、進めてください。

事務局

報告事項の2番でございます。常設審議委員会の運営でございます。これにつきましては、日頃から委員の皆さんから資料のあり方等御指摘いただき、十分にお答えすることができておりません。事務局として深く反省をし、お詫び申し上げます。

この後も会長からもございましたように、理事会等で農業会議の業務の改善についてであります。この常設審議委員会のあり方についても少し理事の皆さん等から御指導いただきましてと思っておりますし、まずもって議事録を整備し、今ホームページで途中までしかできておりません。整備がおくれておりますけれども、これをまたきちんと皆様に情報提供し、なお、ここで審議いただいた本当に委員の皆様からいただいた意見を、いかに市町村の委員会の業務に反映できるかということで、市町村のほうにも出向いてまいりたいと思います。文書の決裁一つから、私ども農業会議の業務の改善を努めてまいりまして、この常設審議委員会の意見が十分市町村の現場で役に立つといいですか、少しでも皆さんの御支援になればと思っておりますので、資料はございませんけども、そういう考え方でこれからやってまいりますし、資料のほうはいましばらく、またお待ちいただいて整理し直しをしてまいりたいと思います。以上でございます。

議 長

補足といいますか、会長の気持ちを申し上げておきたいと思えます。

県内の農地を、守るべき農地と、それから転用というか非農地化をしていく農地とに大きく分けていくというのが、今、我々の立ち位置だと思えます。少し前までは何でもかんでも守るべき農地だというわけで、しゃかりきになって守っておったわけですが、現実には山の奥の田であるとかいろんなところが出てまいりまして、中間管理機構に使わないかいと言ってはみたが、使えないというところもこれからたくさん出てまいります。

そこで、この常設会議のほうは、非農地化をしていくときの一つの物差しを全県下でどうするかという、その非農地化のサイドの大事な会議になります。4条、5条で転用していくときに、大きくは市町村の自治に任せられておりますから、市町村農業委員会で個別に総会で決めていращやるわけでありまして、本来はそれが本当に全部正しいのか、場合によってはちょっと首をかしげるところがあるのか、そういうところも、森井参与ですね、事務局は市町村の農業委員会事務局に行きて、検査とか等はなくて相談に乗るとかということがないと、ここの会議に上がってくるのはごく一部ですから、難しい問題だったりフォー・イグ

ザンプルに上がってくるわけですから、そこの点検はまず第一に必要なだ
と思っております。

次に、この会に上がってくるものは30アール以上とか、こうだという
法が決めるものと、そうはいってもここに上げてというものとあるわけ
でありますけれども、おおむね言えば、駐車場だとか何だとか、かなり
定型的にいいんじゃないというものと、この2月、3月ずっとあります
ように、畜産クラスターで牛舎を建てるときに、田んぼを造成せずに建
てちゃうって、それはありかとかですね。つまり、建築系のもの。建築
系のものについては、やっぱり山脇さんや恩田さんが詳しく質問されま
すように、事務局がもっと丁寧に■■■さんのところを見て勉強していく
という、そういう仕分けが必要なんだろうと思っております。

守るべき農地のお世話というのがこの会の外にあるわけですがけれど
も、この常設会議が4条、5条だけの定型的な話になりますと、だんだ
ん件数は少なくなっていくと思います。そうしたときに、これだけのメ
ンバーで毎月寄るだけの必然性があるのかということも出てまいります
ので。この会は絶対大事な会なんですけれども、この時間の中で4条、
5条以外のことも議論するかとか、そういうたてつけそのものから考え
て充実をさせていきたいなということでもあります。従いまして、一応、
この間3日ほど前にきょうの資料を見まして、それで全部を同じような
事案で森井さんが説明するというのではなくて、やはりずっといくもの
と十分に審査するものと分けて説明するように指示をしておりますの
で、そういうことで御理解いただけたらと思います。

それじゃあ、事務局いいでしょうか、そういうことで。

(はい。)

議 長 それでは議事に入らせていただきたいと思います。

9 審議

農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

議 長 審議事項の1、農地法5条の規定に基づく意見聴取事案について、事
務局は説明してください。

事務局 最初に、経営支援課のほうから3月の許可状況について説明をしてい
ただきます。その後、農業会議のほうから4月分のそれぞれの市町村の
ほうで総会に上がった議案の趣旨等の説明をいただいて、その後審議の
方をお願いします。じゃ、経営支援課、お願いします。

経営支援課 それでは、農地転用許可の状況を、3月の御報告をさせていただきます。
座って失礼いたします。

当月分でございますけれども、農地法の第4条に関しましては、東部事務所、ございません。それから経営支援課、南部町、ございません。中部事務所が3件、西部事務所が1件で合計4件で、面積が2,895㎡でございました。それから、農地法の5条でございますけれども、経営支援課と南部はございません。東部事務所が4件、それから中部が7件、西部が13件、鳥取市が5件で、計29件で25,000㎡でございました。合計すると33件の27,895.33㎡でございます。そのうち農業委員会の意見の聴取をした分につきましては、東部事務所が1件、中部が3件、それから西部が1件の鳥取市が3件で、合計8件の面積が12,175.6㎡でございます。

当該年度の累計数字でございますけれども、それぞれ東部が8件、中部が18件、西部が19件の鳥取市で27、南部町が5で77件。面積は、33,010.52㎡でございます。5条につきましては、済みません、ちょっと時間の都合で最後の数字だけ説明させていただきます。合計が335件で、340,875.64㎡でございます。合計数字が全部で412件、面積が373,886.16㎡。これは合計でございます。そのうち農業会議の意見の聴取をした分につきましては、件数ごらんとおりで総トータルが66件、面積も188,223.89㎡でございます。

目的別の内訳でございますけれども、一般住宅が13件、当月分13件です。そのうちで農業委員会の意見を聴取したのが2件でございました。さらに当該年度の累計が112件、それから、そのうちで農業会議の意見を聴取したものが12件でございました。集団住宅については2件で、当該年度は41件の累計です。農業会議はそのうちの3件でございます。

公的施設用地につきましては、学校用地とそれから公園・運動場の用地はございません。その他公的施設用地が3件で、そのうちで意見聴取が2件、当該年度の累計数字が8件で、それから件数、そのうちで農業会議の意見は4件でございました。

鉱・工業用地につきましては、これは当月分ございません。累計が3件の面積が42,055㎡となっております。そのうちで農業会議は1件でございました。

商業・サービス等の用地でございますけれども、店舗等の施設につきまして当月分で2件ありました。当該年度の累計が14件、19,313.65㎡でございます。そのうちで2件、農業会議の意見を聴取しております。流通業務施設とゴルフ場・その他はございません。年間通してもございませんでした。

それから、その他の業務用地でございますけれども、農林漁業用施設については、当該月はございませんで、当該年度が18件でございました。そのうちで農業会議につきまして10件、50,724㎡の意見聴取をしております。それから、駐車場につきましては当月4件ございました。そのうちで1件、農業委員会の意見聴取分が含まれます。当該年度の累計とい

たしましては、61件でございました。そのうちで7件、意見聴取しています。資材置き場につきましては、当月2件でございます。それから、農業会議でそのうちで1件、当該年度の累計が21件の18,023㎡、農業会議の意見聴取がそのうちで5件でございます。砂利採取用地は当月ございませんで、累計が3件でございました。そのうちで3件とも意見を聴取しております。土石採取用地につきましては、年間通してございませんでした。それから、通常の太陽光発電施設でございませんで、当月が4件でございます。年間累計で48件の50,875㎡で、そのうちの4件分を意見聴取しております。営農型につきましては、当月分で1件、28㎡というのがございました。それも意見聴取のほうにも上がっております。当該年度の累計も1件ということで、農業会議の意見聴取も1件で28㎡ということになっております。その他業務用地につきましては2件でございました。当月分2件で、そのうちで農業会議が1件、当該年度は累計が20件でございます。そのうちで6件意見聴取をしております。

植林につきましては当月ございませんで、当該年度は3件で、そのうちで1件意見聴取しております。

墓地につきましては、年間で累計で34件ございませんで、農業会議につきましては意見聴取はございませんでした。

その他ですけれども、トータル16件が当該年度の累計でございまして、農業会議の意見聴取分については4件、そのうちの4件ございました。

総トータルで当月分が33件、27,895.33㎡で、そのうちで農業会議が8件、12,175㎡、累計につきましては412件で373,886㎡で、そのうちで農業会議につきましては66件意見聴取をしております。以上でございます。

議 長 これは、ちょっと、■■■■君待って、年度で28年度の累計って、■■■■さん考えればいいわけね。

事務局 そうですね。はい。

議 長 そうですね。一応、28年度トータルの話ですから大事な話でございまして、ちょっともう一遍なぞってみたいと思います。

合計で412件で、37haだと思いますが、件数でこの会に来たのは66件ですから15%ぐらいですが、面積でいけば18ha。面積の半分ぐらいはこの会にかかっているということですので、やはりこの会の重要性というのはあると思います。下の表の項目別を見ますと、今から申し上げるのは市町村での処理が多いのが住宅の農家住宅、一般住宅、集団住宅ともに、これは農業会議に来ずに地元の処理が多いんだと思います。また下の欄のその他のところで駐車場ですね、資材置場、通常の太陽光発電、墓地、これについてはいずれも現場での処理が多いということかと見ました。

反対にここの会に出てくるのは、公的施設用地の公園・運動場用地とかその他の公的施設用地であるとか、そういったものについては、農業用施設であるとか、そういうものについてはここに来て比較的大きな事案が審議されているということでもあります。件数で15%、面積で半分が常設にかかっているということだと思いました。

そういうことが、これ表なんですけど、僕がいつも言うのは、事務局長にも言うんだけど、3行ぐらい文章がないとね。文章がありさえすればちゃんとわかるので、一応■■■■さんとしては、これタイトルがまず平成28年度ということで、頭が28年度の総括ということにしてもらって、今会長が言ったようなことを3行ほど文言にして、で表が以下のとおりとすると、どこに出たって客観的な数字になるわけですから。そういうふうに直して、もう一度提出してください。いいでしょうか。いいですか。

(はい)

議長

それでは、■■■■君。

事務局

農業会議、■■■■といいます。よろしくお願いします。

資料のほうは、農業委員会総会付議事案（平成29年4月分）という資料でございます。県内の19市町村での総会の付議事案の件数を4条、5条、それぞれまとめたものでございます。左側が農地法4条の許可事案でございます。県全体では、一番下になりますが、件数9件、面積が3,185㎡ということでございます。市町村の内訳につきましては、上のほうから若桜町さん、智頭町さん、それぞれ1件出ております。中部のほうに行きまして、三朝町、北栄町、琴浦町から1件ずつ出ております。それから、西部のほうに行きまして伯耆町、大山町のほうから1件ずつ出ております。それから、これ許可権限長別にしておりますので、その下のほうになりますが、鳥取市さんから1件、南部町さんから1件ということになっておるところでございます。この4条につきましては、農業会議への意見聴取事案、先ほどありましたが、30aを超えます法定事案もありませんし、任意事案、第1種農地とか農振農用地区域内農地とか、そういった任意事案もございませんでした。

右側のほうに行きまして、農地法5条の許可事案でございますが、県全体で25件、面積が17,015.48㎡でございます。市町村別につきましては、上のほうから岩美町さんが1件、それから中部に行きまして倉吉市さん6件、北栄町さん2件でございます。西部に行きまして、米子市さんが10件、境港市さんが1件、伯耆町さんが1件、日吉津村さんが1件、それから鳥取市さんが2件、南部町さんが1件ということになっております。この5条のうち、農業会議への意見聴取事案につきましては、その右になりますけども、合計といたしまして6件、面積が6,185㎡でござ

ざいます。市町村別にいきますと、上から岩美町さん1件、倉吉市さん1件、北栄町さん1件、米子市さん1件、それから鳥取市さんのほうで2件の合計6件ということでございます。

この内容につきましては、備考欄にそれぞれ書いております。30aを超えます法定事案はございませんけども、任意事案ということで6件出ているところでございます。

私の説明は以上ですが、詳しい内容は引き続いて、その内容につきましては森井参与のほうで説明いたします。

事務局

参与をしております■■■■です。よろしく申し上げます。

それでは、1ページの岩美町農業委員会の事案から説明させていただきます。1番目の事案は、岩美町恩地の農地2筆、2,051㎡を、宗教法人の本光寺さんが駐車場として既存施設の拡張を図られるものでございます。事務局の意見といたしましては、既存施設の拡張事案として転用には位置的には異存ないところでございます。

3ページに位置図をつけております。岩井の手前の恩地集落側から9号線蒲生川を渡って、左岸側の山裾に本光寺さんがあるわけでございますけども、檀家が約300戸、岩美町内に広がるとのほか、町外にも100戸ほどあるようでございます。葬儀等で100人程度の人も集まられることが多いということで、交通機関が不便な地区でもありますので、駐車場57台分を今回造成したいというものでございます。

7ページに現在の利用状況図、それから5ページ、ちょっとこれ線がかすれて見にくくなっておりますが、申しわけございません、拡張部分の配置図。6ページが造成断面図でございます。申請地には表土20cmをすきとりして、60cmを盛土して上に1cmの碎石をひいて転圧すると。それから、間に排水路がございますけども、ここを自由勾配側溝に変更して保存するという案件でございます。申請地は62年に圃場整備が行われておりますけども、岩有堰組合の転用同意が得られております。

続きまして、8ページの倉吉市農業委員会の事案でございます。倉吉市小鴨の田2筆1,148㎡を、農事組合法人のおがもさんが乾燥、もみずり等の農作業場として転用されるというものでございます。事務局の意見としては、当該地の周辺を倉吉関金道路が貫通し、農業施設用地への転用であり、位置的に転用には異存ございません。10ページに倉吉関金道路の本線を示す位置図、それから11ページのほうに申請地の周辺を少し詳しく説明した図面を載せております。ご覧のように申請地の元筆の大部分が道路用地として買収されるところでございます。買収前の元筆全体に、平成27年3月から平成30年3月までの利用権、賃借権が農事組合法人のおがもに設定されたままとなっております。道路買収用地を含めまして、合意、解約の手續を農業委員会のほうに指導、助言いたしておるところでございます。なお、本件の農業用施設用地に転用される部

分については、解約後、別途地権者との間で賃貸契約が結ばれることとなっており、農事組合法人のおがもは、平成22年4月に法人化され組合員数19名で現在水田58haの経営を行っておられます。12ページには、利用計画図をつけております。農作業場、それから下屋、事務所、トイレ、駐車場10台分、それから転回スペース等が設けられることとなっており、砕石10cmを敷設して畦畔は残されるという計画のようでございます。近隣の大鴨地区の圃場整備が昭和39年から45年にかけて実施されてるところでございまして、受益地の大鴨土地改良区との間では転用調整済みになっておるところでございまして。

続きまして、13ページでございまして。北栄町農業委員会の事案でございまして。由良宿の畑522㎡を、■■■■さんが駐車場、資材置場とされる事案でございまして。事務局の意見につきましては、既存施設の拡張事案として異存はありません。14ページ、15ページに位置図、それから16ページに既存施設の利用状況、17ページに今回の拡張部分の利用計画図を載せております。申請者の方は、マリーナ大栄の背後地で、現在、個人で自動車やモーターボートの修理業をやっておられるほか、釣り具店も経営しておられます。計画では駐車場5台分、資材保管庫6庫を設け、境界にはブロック2段積みの40cmのものを設置するということになってございまして。

それから、18ページでございまして。米子市農業委員会の事案でございまして。米子の夜見町彦名境の畑1筆、1,089㎡を有限会社の中浜運輸さんが駐車場とされるものでございまして。事務局の意見といたしましては、既存施設の拡張であるとして異存ございません。なお、中浜運輸さんは申請地から400m離れた彦名町に事務所を有して、従業員59名、トラック96台を有しておられます。申請地の隣接に駐車場敷地3,886㎡で駐車場30台、従業員の普通車40台、レンタカー等の駐車場とされておったところとございまして。昨年28年の12月に隣接地の753㎡の転用許可を得て駐車場の増設を図られたところでございまして。これについては、ことし29年3月16日に転用事業が完了したということで、農業委員会さんのほう現況確認をされております。前回は地権者の同意が得られず、転用区域外となっておったようなんですけれども、今回ようやく申請地についての同意が得られましたので、前回の敷地の拡張部分は車両の旋回場、トレーラーのつけかえ場とし、今回の部分について駐車場8台分を確保して駐車場機能の向上を図りたいというものでございまして。22ページに利用計画図を載せております。

それから次に、23ページでございまして。鳥取市農業委員会さんの事案が2件ございまして。1件目は、国府町高岡の畑400㎡を一般住宅として転用される事案でございまして。事務局の意見としては、転用には位置的に異存はございません。今回の申請地は、今年2月末までの期間で利用権が設定されておったところなんです。申請地は、25ページにございましてよ

うに元筆が枝の1番と5番に分筆されて、枝の1番のほうが今回の転用申請地となっております。分筆後の枝の5番は、隣接地で果樹園を営んでおられる方が引き続いて借り受けして、輝太郎柿ですとか幸水梨等を栽培するということのようでございますので、利用権の再設定の手続を指導するように農業委員会に助言いたしとるところでございます。高岡集落は全体で100戸ございまして、高岡集落とは少し申請地は離れておりますけれども、申請地の近傍には3戸の住宅が立地しております。26ページに利用計画図、27ページに造成図をつけております。周囲にL形擁壁を設置し、表土15センチを剥ぎ取り、80cmから1m盛り土して造成する計画でございます。排水は集落排水に接続して、雨水は溜枡を設けて前面の市道のほうに放流する計画でございます。

鳥取市の2番目の事案でございます。福部村海士の田975㎡を、鳥取いなば農協さんがらっきょう加工センターとする事案でございます。事務局の意見としては、既存施設の拡張事案として転用には異存ありません。28ページ、29ページに位置図を載せております。29ページをごらんいただくと、申請地、これは既存のJAさんのラッキョウ加工場の南側隣接地に当たっております。既存施設の敷地面積は約7,000㎡でございます。今回の拡張部分は全体で2,877㎡で、図面上黒く塗った部分でございます。そのうち、網かけした部分が農地転用にかかわる部分でございます。空き地の部分については、既にJAさんが用地取得を済まされております。現在のラッキョウの加工施設は敷地面積が7,000㎡あるわけですが、昭和57年に整備されたもので施設の老朽化が進んでおり、食品製造の衛生管理の工程管理システムでございますHACCPに対応できないということで、施設・機械を新施設に更新移転して品質の向上、安全性の確保の向上を図りたいというものでございます。30ページに利用計画図、31ページ施設の詳細図を載せております。盛り土を1.5m、L形擁壁を設置し、汚水は集落排水に接続し雨水は農業用水路に放流するということではございますけれども、海士分岐堰、それから海士農事実行組合の同意は得られとるところでございます。

説明は以上でございます。

議 長

それでは、審議に移りたいと思います。委員の皆さんから御意見をお願いいたします。

恩田副会長

いいかな、会長。

番号1番について、みんな1番だ。1番、岩美町の農業委員会から出られた寺の転用問題について御質問いたしたいと思います。

第1点は、5ページを見ていただきますと、利用計画図に何にもないんだと。このようなただくさなことでね、物事が通るわけでもないし。また、ほかのところはきちんとした利用計画図が出ておるですよ。22

ページの中浜さんにしてもですよ。ここだけが、なぜこの格好が出てこんのか。そういうところがお気づきになってないかないかなと思うわけなんですわね。その17ページ見ても、配置図、きちっとしたもんが出とるわけですよ。我々に出されるのに、余りにもずさんだなという感じがいたしております。これが、まず1点と。

そして、もう1点をお聞きをいたしたいと思いますのは、側接の水路部分349㎡を含めて2,400㎡が転用とされるわけなんですわね。その中で、水路は一番最後のところに自由勾配の側溝に変更して保存するとなっておりますが、4ページを見ますと、どうも水利権者があるような格好の水路ですが。水路の変更願いというものが出しているのか。その2点について、ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

事務局 申しわけございません。利用計画図については、いただいた図面では駐車場57台分の区画がきちっと明示されとったんですけども、記入が薄くて非常に、コピーした段階で薄くなったということで、大変申しわけなく思っております。

議長 どうぞ。

恩田副会長 それが分かっとして、なぜ出すの。何遍も言ってるよ。もうちょっと事務局な、今までも何遍も同じことを言っとするの、まだわからん。わかってて出す自体がおかしいじゃないのこれ、会長。どう思われますか。

議長 薄かって、これ確かに言われるとな、何だか痕跡が残っとするだけ。焼いたときに見てな、これは薄いぞと思ったら、ゼロックスはちょちょっとボタンを押すと濃く焼けるわけだけえ。そいつを濃く焼いて出さにゃいけないが。だけ、下足をそろえると一緒なことだって会長が言うのはそこなんで。単純なことですから、二度とこういうことにならんように、するようにしてください。

それで、そもそもこの5ページの描いてあったとして、メートルとか台数とかが縦横何台っちゅうのはあったわけ。升が描いてあっただけか。

事務局 升がね。

議長 うん。それじゃあいけんがな。やっぱり、縦列に何台とか横に何台とかだけでな。ということで、これは以後きちんとしましょう。

(はい。)

水路の話、今の恩田さんの。

事務局 水路は既設のU字溝が設置されとるようでございますけども、それに

自由勾配水路ということでふたをして対応されるということで、関係する岩有堰組合からの同意が得られたということのようです。

議 長 同意は得られてるわけだな。恩田さんどうでしょうか。

恩田副会長 この自由勾配ってやつは、自由勾配というのは、そのふたをするだけで自由勾配になるんですか。聞いてみないけんですわ。

事務局 私もその辺ちょっと疑問を持ってまして、どうかえっていうことを聞きましたら、ふたをさせてもらうということで……（発言する者あり）

山脇委員 説明しましょう。

自由勾配側溝といいますのは、とにかく製品がありまして、下が抜けとる製品なんです。それで、設置して上にはグレーチングとかコンクリぶたを交互にかけていきますけど、どちらでもはぐれるように。下は何にもない側溝を入れて、勾配に合わせてコンクリを底打ちをしていくのが自由勾配側溝なんです。勾配に合わせて、既設の水路からをずっと。それを生コンを打ちながらずっと底打ちすると、それが自由勾配側溝っていうものです。製品です。

議 長 じゃあ、現況のような水路にするということですか。

山脇委員 ですね。勾配をあわせていくということです。

議 長 はい。それで、今の議論を議事録に落とすときにね、テープ起こしを帰ってするだないだで、まず、この駐車場の見取り図は縦横、メーターを入れて台数をちゃんとすることと、それから水路については、関係水路の了解と構造をきちんと確認すること。この2つを書きゃいいだで。ほかのこと書くなよ、わけがわからんようになるけ、今度は。それでそれってノートにでも書いとくだがな、そうすると次からそれ、そこほど考えりゃいいだけ、ね。

山脇委員 前も言ったようにね、大山町でも同じことがあったんだだけ。それをちゃんと、反省して次はしてくださいよって言っただけ。

議 長 はい。それで、3カ月分ぐらい出たやつをもう一遍まとめて、3カ月後にみんなに配って、というふうに書いて、そうしましよや、な。

恩田さん、御質問に対して、よろしゅうございますか。

（はい。）

ほかにはございませんか。

それで、会長からですけど、国府の住宅の話ですけど。近所に家が3軒あって下水に接続すると、24ページなのかな。その近所のうちというのは、どこに描いてあるだ。25ページのほうがいいかな。山裾のがその近所のおうち。

事務局

いえ。まず、山裾に2戸ございます。それから、申請地のところから矢印で48mちゅうのがありますね。

ここにも住宅が建っておりまして、このところは、どうも確認しましたら、26年ぐらいに転用許可を得て建てられておるようです。

それから、ちなみに申請地の下側のほうにも建物があるわけですけどね。これが今、借り受けて果樹園としておられる方の選果場のようでございます。

議長

わかりました。

それでね、これは前に郡家だったと思うけども、この常任会議がうんて言わんのに、何だか早々ってしちゃって。それで後からどうだこうだっていう事案がありましたね。あのときも、宅地に雨が降ったときにその雨が下に流れるけど、安全なのかと。その確認がしてなくて、こことしてはどうだこうだ言ったのに、何だか、何でそんなことを言わないけんだというようなことになっちゃたですね。

先ほどのお寺さんの水路もそうなんだけども、やっぱり水道に対してちゃんと見てあるかというのは大事にポイントだと思います。だから、水道というのは、一つは上水道であり、一つは下水道ですよ。それから、その屋敷から出た水がどこの側溝に入るかという。それは全部の事案について事務局は確認をして、その説明ができる絵柄にするようにしてください。

(はい。)

この場合には、見たところ地形は平たんみたいだけど、米山さん。地元の人から見て、大丈夫そうですかね。

米山委員

圃場整備がしてない、何か、家建てるのにはちょっと不便、通勤ちゅうかね。道路があまり広いところじゃないと思うんですけども。近くに家が建てられとって、自分ちの土地がここだったちゅうことで。集落とはちょっと離れますけども、ええんじゃないでしょうか。

議長

ええんじゃない、大丈夫そう。

米山委員

これ、高岡神社の入り口の道路を通るちゅうことですね。

議長

それじゃあ、そのことも、以後事務局は説明のときにさせていただくよ

うにね。

ほかにございませんでしょうか。

足立さん、どうぞ。

足立委員 議案の件じゃないんですけど、私、農地の転用許可の状況っていうのが説明されたんですけど、一番下に、不許可等の処分が行われた場合はその概要っていうふうには書いてあるんですけど、28年度は不許可にした分はなかったということでしょうか。書いてないということは。

議 長 中西さん、どうぞ。

経営支援課 ございませんで。

議 長 なかった。もう、それもなしって書いとけや。なしって。様式がこの様式だってことだな。で、いかがでしょうか。

ほかにございませんか。

高西さん、どうぞ。

高西委員 済みません。事務局も県もですね、もうちょっと、本気で取り組んでおられえたらかなと思うことがあるんですけど。今、会長が言われたけど、前の会長はそんなことは言われえへんだったけども、ちょっとしたことで全然違ってくると思うだ。

それから、事務局は、毎回一緒のようなことが上がってくる。これずつと、どげっていうか、性根を入れて、そげして内部で検討をして、そげしてこの常設審議会に持ち上げるように。毎回毎回、一緒なことばかり言って。そげして、毎回言われえ人は大体決まっちゃう。それは、毎回言われえ人は、そういう中にはまた言うぞぐらいにしか思っちゃうへん。もうちょっと事務局は、性根を入れてしてもらわないけん。会長もかわったことだし、今度は会長がかわった、ほんに事務局もかわったなということ、あんた方が態度で示してもらわないけん。よろしくお願ひします。

議 長 大分ようになったつもりですんで、これからもっとようになると思いますので、ひとつ温かく見守っていただけたらと思います。事務局は、ぜひ今のは議事録の最初に書いておいてください。

それでは、議論も出尽くしたようでございますが、意見については事務局の案ということでお認めいただいでよろしゅうございませんでしょうか。「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

それでは、審議は終わりましたので、続いて情報提供ということで、農済のほうから収入保険制度について御説明をいただきたいと思いま

す。

10 情報提供

(1) 収入保険制度について

県農業共済組合 失礼します。農業共済で収入保険制度を担当しております[]と申します。お時間、15分程度を頂戴してもよろしいでしょうか。

そういったしますと、皆様のお手元に収入保険制度の概要ということで、カラー刷りの冊子をお配りいたしております。これに基づきまして、ポイントを御説明させていただきたいと思っておりますが、この収入保険制度につきましても、現在、国会のほうで審議がなされておりました、収入保険制度とあわせて現行の農業共済補償制度、NOSA I 制度の改定についても審議がなされておりました、これが成立いたしますと平成31年産からの施行という運びになってございます。

この収入保険制度というのがございますけれども、現在ございますNOSA I 制度、農業災害補償制度、これが70年続いとるわけでございますが、この農業災害補償制度が農業保険法というふうに変更をしまして、この農業保険法の中にNOSA I 制度と、それから収入共済制度、これが並列してうたわれるということになる見込みでございます。したがって、収入保険制度につきましても、我々NOSA I 団体が実施主体、窓口として施行する見込みということでございます。

なお、現在までいろんな資料が国のほうから示されておりますが、まだ概要的なものばかりでございます。今後法案が成立いたしましたから年末にかけて政省令等で細かいところが出てくるということでございますので、その点御承知おきいただきたいと思います。

それでは、資料をはぐっていただきまして1ページでございます。そもそも収入保険制度はどういうものかということでございますが、これは共済制度、農済制度は品目ごとに補償する制度でございますけれども、収入保険制度は農業者ごとトータルで販売収入全体を補償するという制度でございます。対象者は、青色申告を行っている農業者ということになってございます。青色申告の農業者、鳥取県内では、これはJAの青申会の数字しかちょっと私どもは把握しておりませんが、大体3,000名程度おられるということでございます。あと、加入につきましても、任意加入ということですので、農業者の方が入らないを選んでいただくということで、積立金それから保険料を支払った上で加入をしていただくという仕組みでございます。

はぐっていただきまして、2ページ目です。補償の基準、この補償の基準はどうやって設定するのかということですが、これは青色申告の決算書、基本的には過去5年間の収入金額。これ所得ではございません。経費を差し引かない、生の販売収入を5カ年間平均した金額、これを基

準収入としてそれを補償するということになります。ですので、制度が始まりますのが31年産からということですので、その際の基準になりますのはここにありますように25年から29年まで、平成25年から29年までの5カ年間の単純平均。単純平均をしたものが、基準の収入ということになります。ただし特例といたしまして、5年未満この青申のデータがなくても1年でも加入をすることができるという特例が設けられております。ただ、その際は、補償の限度といいますか、補償水準は若干下げるということになっております。

次に、3ページ目をお開きいただきたいと思います。補填される部分ということですが、先ほどの基準収入、これの内訳を示しております。基準収入に対して補償しますのは、この図でいいますと、黄色の積み立て部分と赤色の保険部分、これについて補償ということですので。縦軸に見ますと、基準収入の9割を補填いたします。横軸で支払い率ということで、その補填する分のさらに9割を補填するという格好になっております。この補填される部分はですね、積み立て部分とそれから保険部分、これは掛け捨てということになります。積み立て部分が1割と、掛け捨て部分が8割という形になってございます。斜線の部分は、補償をしないというところでございます。

具体的に金額的なものをお示しておりますのが、4ページの表でございます。こちらをごらんいただきますと、これは基準収入が1,000万、平年の収入が1,000万の場合、どのような補填それから保険料になるのかというものを示したものでございますけれども、まず黄色の部分の積立金、これは90万円を積み立てるということになります。この90万円の内訳は、ナラシ対策と同様で農業者と国が1対3で拠出をいたします。ですから、農業者の方が積み立てますのは90万円の25%ということで、22,500円を拠出していただくということになります。これは積立金につきましては、もし災害とか減収がなくて使わない場合は翌年に繰り越しということ、という形になっております。

それから、この積立金の下の部分ですね、これは8割補償という格好になるんですが、8割補償の横軸に9割を掛けますので、720万円というものが保険ということになります。この720万円の掛金でございますけれども、現在のところ料率が2%で、国がその半分を持つということですので、掛金は72,000円というものが、今現在は国のほうから示されております。この72,000円というものは、災害がなければ掛け捨てということになります。したがって、トータルで補填金の合計は、1,000万が基準収入になりますと、810万円を補償しましょう。その年の収入が全くなければ810万円をお支払いいたしましよという事です。そのかわり農業者の負担といたしましては、積立金と掛け捨て部分を合わせて、おおよそ30万、297,000円をお支払いをいただくということでございます。

この左側の表でございますが、右のほうに金額を示しております。1,000万、900万、800万。基準が1,000万でございます。その年の収入がもし1,000万から900万の間でございますと、補填はございません。補填はございませんので、積立金は翌年に繰り越します。そのかわり赤い部分の掛金、7万2,000円は掛け捨てになります。900万から800万の収入であった場合は、これは積立金のほうから補填がなされます。仮にその年の収入が800万でございますと、90万円というものが補填されるということです。800万より下回った場合は、今度は赤い部分の保険の部分が発動されるという格好になってございます。こういう仕組みでございます。この仕組み、非常に今ございますナラシ対策とよく似た仕組みになってございます。

次のページをはぐっていただきますと、ナラシ対策とのちょっと比較表をつくってみましたので、ごらんいただきたいと思います。まず、ナラシ対策対象者、これは認定農業者等々でございますが、収入保険制度は青色申告をされておられる農業者、全ての農業者ということでございます。対象の収入につきましては、ナラシ対策は米、麦、大豆の販売収入の合計ということでございますが、収入保険制度につきましては、全ての農産物の販売収入の合計ということになっております。ただし、これまた後ほど申し上げますが、マルキン制度等がございます肉用牛、肉用子牛、肉豚、それから鶏卵についてはもともと収入保険に入れないという形になっておりますが、それ以外のものの農産物の販売収入全て対象になるということです。

対象収入の算出基礎につきましては、ナラシ対策、これは地域別に基準をつくります。に対しまして、収入保険はあくまで個人の実績、青申決算書の実績で基準をつくります。個人ごとに異なるということでございますし、補填の限度につきましても、ナラシ対策は積み立て部分だけで補填をいたしますので最高でも2割。基準収入の2割までしか補填ができないのに対しまして、収入保険は保険でございますので2割以上。つまり収入ゼロの場合でも補填がなされるという大きな違いがございます。また、補填の単位につきましては、発動がナラシ対策は地域ごとの発動ということでございますが、収入保険は個人ごとということでございます。また違いますが、農家の負担されるのはナラシ対策は積立金のみでございます。に対しまして、収入保険制度につきましては掛け捨て部分があるというのが大きな違いになっております。

次に、8ページのほうでございますが、ナラシ対策等も含めて類似制度とこの収入保険の関係でございます。ちょっと2段に分けておりますが、まずどちらか一方を農家の方が選んで加入をしていただかなければならないというのが、現行の農業共済制度、NOSA I制度。農作物、畑作物、果樹共済。これについてはどちらか一方。あと、ナラシ対策、野菜価格安定制度、加工原乳の生産者経営安定対策。要するに国費の二

重払いはしませんよということで、栽培品目の中で1品目でもこの4つの制度に加入された場合は、収入保険には加入できないということになっております。ですから、収入保険に入るのか、NOSA I制度に入るのか。収入保険に入るのか、野菜の安定対策なり、どちらかを選んでいただかなくてはならない。どちらも入るってことはだめですよということになっております。

あと、収入保険制度に最初から加入できないというのは、ここにあります牛マルキン、豚マルキン、肉用牛の関係の対策でございます。これは、そもそもこの制度自体が非常に農業者にとって有利な制度でございます。収入保険に入るメリットはないだろうということで、最初から収入保険の対象からは外れているということでございます。ただし、この制度に、牛マルキン等に入っておられても、ほかに田んぼを持っておられて耕種作物を作つとられる場合は、そちらのほうは収入保険に入れます。ですからここは、併用して収入保険にも入れるという制度でございます。

ということで、この収入保険制度でございますけれども、国といたしましても、必ず今後この新しくできた収入保険制度を積極的に推進して、全ての農業者の方に収入保険制度に入るように勧めるんだということではなくて、現行制度と並立して、一つの農家の方の選択肢がふえたという形で捉まえているものと私は考えております。ですので、この収入保険制度に入るのかそれともNOSA I制度に入るのか、果樹共済に入るのか、ナラシに入るのか。それぞれ個々の農業者にとって、農業者の試算をしてみないと、どちらがその方にとって有利なのかというのが非常にちょっとわかりづらいところがございます。単純に、米、麦、大豆だけつくっておられる方であれば掛け捨てのないナラシ対策のほうが有利なように見えますが、非常に大きな災害に備えるということであれば、ナラシ対策よりは収入保険のほうがいい。そのかわり、米、麦、大豆以外に野菜とかそういったものを大規模に作っておられたら、たとえ米、麦、大豆が価格が暴落しても野菜がよかって、トータルを見てどこか補填してしまえば何ももらえないということも発生するというので、一概に収入保険がいいからこれだけっていうことを勧めるというわけではなくて、こういう制度もできますということを広く農業者の方に知っていただくということが重要ということでございます。

それから、7ページ、今後のスケジュールでございますけれども、31年産の補償をいたしますので、加入の申し込みは前の年の秋に申し込みをいただきまして、掛金等を納入していただき、31年の青色申告の決算書が出た時点で計算をいたしまして、実際に農家の方に補填金をお支払いするのは5月、6月ぐらい。ナラシ対策と同じような格好になるかと思っております。こういったスケジュールになります。

あと、最後でございますけれども、8ページでございます。この収入

保険の導入とあわせまして、NOSA I 制度の見直しも行われることになっております。この中で一番大きな見直しといたしますが、農業共済、農作物共済の当然加入制度が廃止になります。今までは25 a 以上米をつくっておられる方は自動的に農業共済、農作物共済に加入されておったわけですが、この収入保険制度が任意加入という立場をとります以上、NOSA I 制度も任意加入ということになります。これが一番大きな問題でございますが、場合によってはこの農作物共済に加入をされない農業者の方が多数出てくるのではないかと、我々は懸念をいたしております。

そういうことも含めまして、赤い字で書いておりますが、関係団体の皆様方と連携をとりながら、無保険の農業者が発生しないように、制度の普及推進に努めていかなければならないというふうに考えておりますので、また御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

この収入保険制度につきまして、皆様方のほうでまた説明に来いということがございましたら、最寄りのNOSA I のほうに御連絡いただきますと、御説明にお伺いいたしますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

青申をしていけば誰でも入れるということになると、かなり金額の少ない青申もあるわけですね。そこは全然問題ないわけでしょうか。

県農業共済組
合

そうですね。金額の多い少ないは関係なしに、入れます。

議 長

それで、県内では農家のうち青申の農家戸数がどのぐらいあるとかは。

県農業共済組
合

私どもでは、農協さんの青申会が今2,900名くらい加入があるということで、そこは把握しておるんですが、そこから先は今度は税務署さんがその情報をちょっと教えていただけないもので、3,000名以上はおられる、最低3,000名というところしか、今把握ができておりません。

議 長

僕は青申をしておりますけど、もうかれこれ30年してきましたけど、別に農協の青申会に入ってませんが、何でそれ税務署は教えてくれんでしょうね。

ここは農業共済と税務署の連携の問題で、鳥取県だけでない全国の問題なんですけどね。農業委員会を含めてですよ。きょう御説明いただいておりますように、地元の再生協でも説明はされたし、はしますけど、我々400人の農業委員もみずからそれに入るか入らんとかね、それを迫られてきますよね。ある種、うちのまちだったら何人ぐらいが青申してて、どうだよねとかね。果実部だったら、うちの果実部はこうだよねという。

何か今までは青申する人は、人に言うこともなくしてますけど、それが
ある程度公的に分かってる、見えてる話になってくるんだと思うんです
ね。そこがどんなふうなたてつけかなと思ったんですけど。

県農業共済組 一応、農水省と国税庁のほうでは話を進めていただいとりますが、現
合 時点で、私も鳥取税務署等にお邪魔をするんですけども、教えていただ
けないということで。理由としては、上のほうからの指示が来てないとい
うことのようにございます。

議 長 わかりました。また5月、6月、東京でまた国会議員さんと話しした
りする機会もありますので、参考にさせてもらったらと思います。
皆さん方から御質問とか御意見ございませんか。
どうぞ。

長谷川副会長 これいい制度だと思いますけれども、今は実態は青申を、青色申告の
決算書を作成するのに指導者がおられるわけですよ。この指導者がか
なり少ないというのが実態でありまして、それからその指導者に対する
報酬、そういったものもやっぱり含めてですね、何か国のほうから何か
お願いできるような方向に持っていくことはできんわけですかね。
私ども等の湯梨浜の中におきましては、青色申告の指導者がおります
けども、ほんのわずかでなかなか手が行き届かないっていうふうなと
ころがありまして。これは必然的に複式簿記にもつながるものございま
すんでね。そのあたりの指導者の養成もあわせてお願いをしていくとい
うふうなことで進めていただければなと思うわけですけど、これいかが
でしょうかね。

山脇委員 今そういう話が初めて出たもんですから、今までそういう一切話がな
くて、まだ説明をして回る段階で、そういうこともないもんですから。
今日の言われた長谷川会長のことにつきましても、今後また理事会のほう
でも話をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
この問題は、ちょっと高見さんにも御意見をと思えますけど、税理士
さんが農業の仕分けがわからないと。つまり経済貯金伝票に農薬、肥料
で書いてあっても、商工会の指導員さんも仕分けができんので、農業簿
記の仕分けができんとかですね、また原価計算もできんというのが実情
で。その中でJAの顧問税理士さんは比較的わかると。米子の谷本組合
長とも話したことがあるんですけど、もうちょっとやっぱり、青申会も
普及所や営農指導員さんがしますけども、ちょっと大きくなってきま
すとね、なかなか手もつかんこともあって。農業会議はそこをスペシャリ

ストというところで、経営分析も入っておりますけど。今、長谷川さんがおっしゃるように、そういう農業者をサポートする体制がね、JAなのか普及所なのか農業会議なのかわかりませんが、もう少しあったほうが、というか、ないと、その担い手のサポートにはもうちょっと必要なのかなという感想を持っています。

高見さん、農協サイドで何かありましたら。

高見委員

青申の指導者育成は、中央会ではJAの営農指導員というわけじゃないですけども、年に研修会を開いて育成に努めておりますが。税務署との青申のほうの連携は、この青申の申告者を税務署としても増やしたいという意向はありますんで、そういう面では農協との連携はできております。税務署のほうから中央会に対する要請もありますし、今後もこれから青申が収入保険の要になってくるちゅうことになりゃ、育成にちょっと力を入れていかないけんと思います。

議長

ありがとうございました。

ということで、今後の課題でもありますので、XXXXXXXXXX、県のほうでぜひそういうことに力を入れていくという話になったということは、報告をしておいていただきたいと思います。

(はい)

はい。よろしく申し上げます。

米山さん、どうぞ。

米山委員

この収入保険を勧めるのに、やっぱりこの青申をしてる人ちゅう、これ限定ですけどね。私の思うところは、当面は農業法人とか農事組合法人とか個人的に大きい農家ですね、それでもって多角的ちゅうか、多品目でやっておられる、今農業共済にない品目をやっとなられるところを推進していったほうが、今の青申の人が3,000人おられるちゅうことですけども、水稻を中心にやられて転作で大豆つくるとかかっていうのだと、今のナラシと農業共済に入るとれば賄えるちゅうか、そういうもんだと思うし。余り収入保険もいいもんだっていうので広げていくと、ここには出てないですけど、掛金の割合からするとどれだけ違うとか、もう少し推進の仕方も考えんと、以前、ナラシで問題っていうか、4、5年前に米価が突然下がったときに、あのときナラシに加入してた人が、水稻中心でやっとなられた人が、かなりのお金が出たんですけども、そのとき大豆が単価がよくて豊作で、結局相殺されちゃって、何でうちはもらえんだっていうふうなことが全国的にも問題になったところがあったんで。この辺もよく検討せんと、この収入保険はいいも悪いも全部、米、大豆、果樹とかいろんなものを含めてやるんで、普通的水稻中心の農家の人が1町当たりつくっておられてどうかっていう、その辺も比較

せんと。ただ、青申の人にみんなに推進していくってということだけじゃない、その辺のものを見たほうがいいんじゃないかなということ。またその辺は検討してもらったらと思います。

議 長

ありがとうございます。

ごもっともな意見だと思いますんで、またこれからわかった段階でまた情報提供いただくということで、よろしゅうございますでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

高西さん、どうぞ。

高西委員

税務署に聞かれて、税務署が言われんてっていつていうのは、個人情報で個人で誰々さんは青申やっておられますかっていつて聞かれたならわかるけども。

県農業共済組
合

数を聞いたんですけど。

高西委員

それが、いや上からてって言われて、また税務署だけんって、へっ込んでしまったわけ。わしならば食らいつくぜ。本当に、仕事を一生懸命して農家に寄り添ってやらかと思えば、やっぱりいろいろな情報を得てせないけんと思うわ。何で税務署なんか言われて、へっ込むことはない。そげなかったら次また運動して、上に向かって。そげして、あんたが税務署に行かようもないけども、県なり、あるいはそこからその上の団体に行ったりして、そげしてこういうことを進めていきたいと、国も考えちゃうと。だけどもこういうことで支障が出えということなら、やっぱりきちんと行ってさせないけんと思うだがんな。それで、へっ込ましてしまったっていけんわ。農家にばかり大きなこと言っちゃったっていけんぜ。国にも、いけんものはいけんだけん。改めてもらわないけんものは、改めてもらわないけん。ただ、個人のことを聞くなら個人情報ということになるけども。

往々にして役人ちゅうのはね、仕事せんだかと思えば、今ね、個人情報、個人情報って言うだ。だも、個人情報ということがどういうもんだわからずに言っとんだわな。それは職務上知って、それをまた外部に漏らせばこれはいけんけども、その辺はきちんとよく理解して言うべきことは言い、そげしてみんなの力をかりて、そげして事務処理も改めさせることは改めさせるぐらいの気概を持ってやってもらわないけんわな。済みません。よろしく頼みますわ。頑張ってください。

議 長

はい、どうぞ。

小林委員

このことについては今、e-Taxで農協の講習を受けなくても、個

人でわかつとる方はe-Taxでみんな自宅から申告しますわな。それから今度は、出たものについて税務署が、これは農業だ、これは林業だ何だという仕分けはなかなか難しいと思うだ、これが。ここに一番大きな問題があると思う。だから、私はいなば農協の状況を、私、聞いてみるところが、各支店ごとに税務署の職員を呼んで青申の講習会をやるという形になつとりますから、件数についてはそのデータを持ってきてくれよということ、農協のほうでもそれぞれの東・中・西の農協が、その研修会のおきにはどれだけ加入しておってどうなのか、このあたりも聞いていただいて、共済だかどうだけえ、聞いたけど回答がございませんだということではなくして。そういう団体の中で研修会をやられれば、その職員が大体、加入状況はこのぐらいですよということは、概論説明があるかと思うのですが。ですからそういう面で、件数を確認ということですけども、件数によってどうこうという段階では、私はないと思う。今、個人で一々我々も全部青申でやるやつはパソコンで全部やって、まだ白申でやつとりますよ。青申でやりよりましたけどね。今赤字になるもんですから、白申やつとります。何ぼ赤字を累積累積してみてもらったって、収益につながりませんからね。ですから、そのあたりのところを少し検討されたらいかがなもんかなと、こういうふうにとりますけども。

議長

じゃあ、そんなことで。非常に裾野の広い、まだいろんな問題のあることではありますので。ただ、後戻りはできなくて、そっちにみんな向かっていくわけですが、勉強しながらやっていくということで、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

それでは、御意見も尽きたようですので、最後の意見交換ということで、市町村の農業委員会の新たな体制への取り組みについてということで、事務局からそういう話題を提供してください。

1 1 意見交換

事務局

資料2をごらんいただきたいと思います。本年度、15市町村が7月20日から新たな体制へ変わられます。15市町村、今の公募状況等、全体載せておりますが、確認をいたしました。鳥取、米子、八頭町で終了し、倉吉、湯梨浜で委員が終了し推進委員が期間延長。要は、おおむね農業委員さんは順調に公募で推薦があり応募があるわけですけども、推進委員のほうではやはり手挙げのほうが少ないという状況で、市町村も苦慮されているというところであります。ちなみに、岩美町で中間公表、全てゼロだったわけでありますが。きょう、既に延長と書いてありますが、

実はここは昨日の段階で、農業委員さん14名の定数ですけども、応募、推薦が20名、6名オーバーということであります。しかしながら、推進委員のほうは6名の公募に対して2名しか手が挙がっていない。あわせて農業委員、推進委員さん両方で推薦、応募された方はいないので、推進委員のほうは少し期間を延長させていただくというようなことあります。

ここに概要としても書いておりますが、多くの市町村では中間公表ではゼロ、ないしは、ほぼ半数以下のところで応募状況があり、特に推進委員のほうは説明してもなかなか手が挙がらない状況があるということあります。ちなみに、青年の方、女性の方。特に女性の方は、皆さん昨年から一緒になって進めてまいりました複数の委員登用ということで、女性のほうは多くの市町村で挙がっておりますが、認定農業者の数でありましたり青年農業者のほうで市町村のほうで苦慮されているという実態があるというようなことを聞いてるところでございます。

雑駁ですが、概要として申し上げます。

議 長

いや、概要はええだけど、具体にな、ここに来とられる智頭がどうかって。一応来とられるところ、みんなあんたが読んで。それで補足をしてもらわにゃ、ちょっとトータル、事務局がちょっとそうやって1つずつ。

事務局

わかりました。

鳥取市さんが終了し、農業委員さんが4名オーバー、推進委員さんが3名オーバー。米子市さんが農業委員さん4名オーバーで、推進委員さんはぴったりでございます。倉吉市さんが4名の農業委員さんオーバーし、推進委員さんは2名足りません。あと、若桜町さん……。

議 長

ちょっと待ってよ、足りんでどうしとられるだか言わんと。

事務局

倉吉市さんは延長、5月15日まで延長をされております。若桜町さんは公募期間中で、間もなく中間公表が出る予定となっております。智頭町さんは1月から公募を開始されて、再、何回、2回ですか……（「4回」と呼ぶ者あり）4回延長されたということですが、現時点では中間公表のままではありますが、またこれは小林会長からお話をお伺いしたいと思います。4月25日まで延長をされているということ。湯梨浜町さんは、農業委員さんで3名オーバー、推進委員さんで1名オーバーなんです。実は、推進委員さんで5月15日まで延長されている。農業委員さんと推進委員さんが複数で応募、推薦されているために、ほとんどこれが農業委員さんのほうに回られると、推進委員さんが定数を大幅に下回るような状況があるというようなことあります。したがって、これは

珍しいことですが、湯梨浜町さんでは推進委員さんのほうで5月15日まで延長されたということ。

三朝町さんが中間公表で農業委員さんが2名不足で、推進委員さんが定数にいておるところであります。南部町さんが4月に入ってから公募予定でありますし、同じく日吉津村さんでも4月に、もう間もなくですが、公募期間中です。南部、日吉津で公募期間中になりますし、江府町さんでは今、ごらんとおり委員さんで7名不足、推進委員さんで1名減、これ中間公表であります。3月31日までの公募期間中で不足し、4月28日までの延長ということになってございます。以上であります。

議 長 それでは、一言ずつ補足をお願いします。
 小林さん、どうぞ。

小林委員 智頭の場合は、なかなかうまいぐあいにはいかなかったんですが、先々月3名の公募のみだったんですけれども、喝入れました。米子市の会長、この方にお聞きしまして、喝を入れましたところが本気になりまして、昨日までほぼ定数どおり一応終了できる環境になりましたけれども、公募用紙に記載が、あと農業委員が4名、農地利用最適化推進委員が1名。この方現在、公募の手続をやっていただいておりますので、これで完了だと思います。ありがとうございました。

議 長 喝が効いたということでございますな。
 ありがとうございました。
 じゃあ、山本さん。公募中にはありますが、様子はどんなでございましょう。

山本委員 今、事務局がその状況を見ながら町長といろいろ相談中でございまして、余り芳しゅうないなという状況でございます。

議 長 境は来年ですので、倉吉、山脇さん。

山脇委員 先ほど状況報告がありましたとおりでございますが、一応、農業委員としては、公募は締め切らせていただきました。それで、先ほどありましたように4名の方のオーバーということで、その中には利害関係のない全く農業と関係ない人も2名。実は、1名応募があったんですけれども、私のほうで女性の方がいいなということで、出向きまして、ある会社の専務、社長の奥さんですけれども、まだ40代ですけれども、お願いしましたら公募に出していただきまして。できれば倉吉は女性3名を当選してほしいなということで、今頑張っております。

推進委員につきましては、あと3名ほど足りませんが、その地区に対しては要請をしております、間もなく公募されるじゃないかというふうに思っております。以上でございます。

議 長 オーバーしたところは、どういうふうにして落とされるというんか。

山脇委員 結局、従来の選挙区っていうのがございまして、その選挙区のある程度定数を決めておまして。まず、認定農家を優先権を持たせまして、認定農家でないところの方は一応若干検討していただいて、選挙区ごとにはきちんと定数を、今までの定数を入れていきたいなというふうに思っております。

議 長 そうすると農林課のほうが、首長と相談の上で選挙区ごとに調整するという。

山脇委員 いや、農林課でなくして、倉吉の場合は副市長、産業部長、総務部長、それから農業委員会事務局長ということで。きょう、実は午後からやるみたいで、議会かけるまでの分を。そげして、参考人として農林課長が呼ばれとるといようなことでございます。

議 長 わかりました。ありがとうございました。
高西さん、どうぞ。

高西委員 米子市の場合は、推進委員は各地区から1名でちょうど定員になりましたが、農業委員は4名のオーバーで、1人の方が両方に、推進委員とそれから農業委員に応募しておられて、農業委員のほうを辞退していただいたようで、それで推進委員のほうに出ていただくということでちょうどになりましたが。農業委員は、結局3名オーバーです。選考委員の方はなかなか大変だと思うんですけども、ほとんどが、自分で応募されたのは別ですけども、推薦で出られた人は、どげっていいですか、本当にこの人に出てもらわないけんというような。こんな言い方したら、ちょっと推薦で出られた人に失礼に当たるかもわかりませんが、米子の場合は、この前もちょっと話しましたが、どういう考えで農業委員に応募されるのか。それから応募されれば、米子市について4つほどテーマをなににして、そのテーマにもレポートを提出してもらおうというようなことで。どうも、それで応募するのはちょっと、応募したもんならいろいろ書かないけんということを感じられたかようわかりませんが、自分でいいけんひとつ実行組合で推薦してごせとか、それから改良区からしてごせとかいうのが、大体、全部ではないですけども、そういう方がどうも多かったようで、なんです。米子市も、皆さん御存じのようにこの

間選挙が終わって、新しい市長が生まれて。この人も、私、出られる前にちょっと話したんですが、言われるには、わしは全く農業のことはようわからんと。正直に言われました。それで、公募に農業のことをやってもらわないけん。特に米子市は弓浜にも遊休農地がだんだんふえつつあり、弓浜地区は米子の65%が遊休農地で、あれを何とかせにやいけんというようなことをいろいろ話して、公約にきちんと明記してごせとすることでしていただいて、新しい市長もできたことだし、いろいろこれからが大変だなと思っておりますが。3名オーバーですので、どげなくあいな人がやられるのか。選考をされる人は大変だと思うんですけど、そういう期待をかけて見ております。以上です。

議長

ありがとうございました。

3人オーバーで1人辞退がありまして、今2人オーバー。

選考委員は副市長と経済部長と、農業委員さんの中から2人、 さん、 さん。それから、農業委員会事務局長の と ということにして、作文を点に落として客観的な点数でいくということ。きょうの4時から最後の選考会がございますが、やっぱり熱心に皆さんのために役立ちたいと書いておられる人と、ただわしがなりたいんだという人とは歴然と違いがありまして、やっぱり書いてもらおうとようわかるもんだなというふうな感想を持っております。

鳥取市さん、どうでしょうか。

森本委員

鳥取市は、やはりどことも一緒に、当初はなかなか人数が足りなかったわけなんですけども、やはり市報だとかあるいはケーブルテレビあるいは事務局等々で頑張ってもらって、今、最終的にはオーバーしてしまいました。オーバーしてしまったもんですから、どうしようかなということ苦慮しとるんですけども。

まず、足りなかったところには、やはり事務局の方々によく動いてくれまして、ありとあらゆる会合、農協関係、JA関係、あるいはいろんな組織の会合等々には出向いてくれて、一生懸命説明をしてくれて結果的にはオーバーしてしまったというようなことです。逆に、これで今度オーバーしてしまったもんだから、どうしようかなということ選考委員を設けまして、農業委員のほうはJAあるいはいろんな組織団体あるいは農業委員会から選考委員を設けまして、28日に今月の選考をして最終的に定数を決める予定です。

それから、推進委員のほうは、やはりこれも今言いましたようなオーバーしてしまったもんですから。あとは各地区、うちのところで14ですか、あれがあるんですけども、その人材から選考委員を設けまして、27日に選考委員を設けて結論を出していこうと。27、8で最終的に締めたいこうということに決めております。

何せ問題は、ありがたいことで、こういうことで選考もせんといかんというような結果にはなったんですけども、これから大人数です。大世帯になりますんで、推進委員と農業委員とのつながり。ここを、今後の農業委員会といいますか、最終的にはどういうふうなつながりを持ってうまくまとめてやっていくんかなど。今までは、1つの農業委員会という団体でやってればよかったんですけども、2つの団体が1つの仕事に向かっていかんといかんなどというところに大変苦慮して、これからの問題があるんだなど。どういうやり方をしなさいということもまだ決定されておられませんし、そこら辺ちょっと苦慮しているところでございます。おかげで頭数だけはそろって、ありがたいことにオーバーしてしまったという。かえって今度は逆に、選考に苦慮するということろだないかなと思つとるところです。以上です。

議 長 恩田さん。

恩田副会長 南部町ですが、今、4月の13日から5月の10日までの間に推薦してほしいという格好で、小学校の単位で今お願いをしておるところでございますが、どうも1カ所、どうも決まったみたいですし、そしてまたその選考の、もし多かったときには事前に副町長を頭として、そのような方々をもう決めております。多くなつたときには、そういう会議を開いてその中でやるんだというような形で、今、委員さんの中で推進中ですので、いくではなかろうかなという予測も立っておるところであります。

また、非農家から出さなければならぬというようなことで、団地から1名をお願いをしておることでございますので、それもどうもスムーズにいくような考え方でございますので、また終わり次第、また皆さん方に報告もいたしたいし、また、事務局には報告いたしたいと考えておるところであります。以上です。

議 長 ありがとうございます。
長谷川副会長。

長谷川副会長 湯梨浜でございますが、湯梨浜は、いわゆる3月の21日から4月の17日でしたでしょうか、応募期間がございました。その間、梨の交配準備等々でとても忙しい時期で、本当に失敗したなというふうには思っておりました。中間報告のときまで、ちょっと様子を見ようというふうなことでおりました。物事を進めるに作為的であつてはならぬというふうなことが農林水産省のほうから通達がございましたので、そのことについては重々そのようにさせていただきましたし、それから今、選考委員さんとか評価委員さんのお話がございましたが、このことに当たるまでに既に評価委員さんを決定をいたしまして、農業委員さんのほうについて

は町長任命でございますので、農業委員関係から出すなということで出してはおりません。そして、いわゆる推進委員のほうの評価委員につきましては、農業委員会の事務局、局長あたりが顔を出してもいいのかなというふうな、そういったことで顔を出してもらっております。

いわゆる、さっき事務局長のほうから推進委員9名というふうなことでございましたが、今、私の手元では推進委員は10名おります。といいますのは、いわゆる農業委員さんと推進委員さんの二手があるわけでございますけれども、それぞれ皆さん手を挙げてくださいというふうなことで、申し出をしたわけでございますが、どうしても他部局のほうから推進委員は下のほうに座っておるというふうな説明をするんですよね。農協あたりが特にそういったことを申しておるわけでございますが、このわけのわからん人が何を言っちゃるんだというふうなことでね、大分憤慨したこともございますが。そういったことで、いわゆる農業委員さんと推進委員さん両方に手を挙げてくれと。やる気のあるもんは手を挙げてくれと。でございますので、私からいえば、推薦をされた方よりも自分で応募された方のほうがやっぱりやる気は持っておられます。ですから、農業委員がオーバーした場合でも、推進委員のほうに回ってくれというふうな意味合いで、両方に応募をしていただいております。それぐらいの覚悟を持ってやってほしいというふうなことでやっております。

そういうわけでございますので、今、推進委員は、実際のところは推進委員でもいいという方は3名おられます。このことの進め方なんですけれども、農業委員の今、倉吉さんと米子さんが、きょうあたりに選考会議があるというふうなことをおっしゃいました。それで両方に手を挙げていただいているもんですから、早く農業委員会のほうの評価委員会を開いていただいて、農業委員会のほうを固めていただきたいと。そして、農業委員さんのほうで漏れた方は推進委員のほうへ回っていただいて、お力添えいただきたいというふうな仕組みに持っていこうと思っておりますし。今一番困っとるのが、湯梨浜の中におきましては、東郷地区が一番難しいんです。やはり、梨をつくっておる方が、とてもじゃないけど受けれない。梨をつくっておられる方が、認定農業者っていう方が数々おられます。そういった方々、やっぱり手を出しそびれるっていう方々がたくさんおられます。これが、今の湯梨浜の実態でございます。

議 長

ありがとうございました。

山本さん、三朝。

山本委員

三朝ですけど、定員12名ということで変わらずという、人数だけはそろえさせていただきました。財務関係のほうでかなりのプレッシャーはありましたけど、何とかということで。私ども小さな町ですので、はなから本人の了解の上ですけど、農業委員と推進委員の両方の受諾書を出

してくださいと。各地域協議会では、その振り分けはしませんと。農業委員会の事務局のほうでその案をつくり、了解の上で協議がされて決めていくというやり方を最初からやっております。

それと公募の前には、各地域の会長さんに集まってお聞きいただきまして、私案ではありますがということで候補名簿を口頭で申し述べてやるようなことで、今現在では順調にいったおると考えております。以上です。

議 長 日吉津さん。

立脇委員 日吉津村もですね、村条例の制定に基づいて粛々と進めているわけですが、各地区の実行組合長が準備委員という格好で会合を重ねて、今4月15日から公募をしまして5月の15日で締め切ってしまうということで進めておりました。後に、条例の中身ですけども定員は10名ということで、推進委員は置かないということで進めておりますので。それで、この26日に、今月26日にもう準備委員会がありますけども、それに農業委員会の会長がオブザーバーっていうか、かかわれということで、今2回目に入りますけど準備委員会が。それに同席させていただきまして順調に今のところ進んでいるということでございます。

議 長 最後になりました。江府、お願いします。

松原委員 江府町の状況でございますけども、先ほど説明がありますように、3月に募集を農業委員と推進委員あわせてかけたんですが、16名中5名しか出てきませんでした。これ約3割ぐらいだったんです。それで、再募集ということで今月の28日まで再募集をかけたんですが、待っていてもなかなかもう出てこないということで、私どもも、喝は入れておりませんが、現在の農業委員が担当地区がありますので、そこに集落の区長さんとか実行組合長さんのところに出かけて行って、話をしたということで。きのう現在でございますけど、まだ1週間ほど締め切りはあるんですが、きのう現在20日で状況を言いますと、農業委員11名に対しまして11名応募がありました。

議 長 ああ、よかったですね。

松原委員 はい。それで、特に中立的な立場の方を出さないけんということがありますが、ここには女性の司法書士さんが了解していただきまして、女性が中立的な立場の方が出ます。11名のうち現在の農業委員が7名、それから新人の方が4名というような割合でございます。

それから、推進委員のほうは1名しか出ておりませんが、昨日もかなり何件かは書類をとりに来られたというのがありますので、ひよっとし

たら、まだ1週間ございますんで埋まるんじゃないかなという感じがしております。特に一番困るのは、認定農業者を委員の半分以上という規定があるんですけど、江府町の場合は認定農業者が少のうございまして、個人が2人ぐらい法人で3ぐらいなんで、認定農業者に準ずる者という形にしまして、地域農業において中心的な役割を担ってる方になってもらうというふうにしております。

それで、先ほど会長さんのほうから女性の農業委員の事務局長がおられるという話になりましたけども、事務局長も女性、それから中立的な立場の女性ということで、江府町はこれから女性パワーでいくんじゃないかなというような感じがしております。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

時間が12時をもう超えましたので、大体そろそろ終わりにしようと思っておりますが、これはという御質問や御意見がありましたら、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

私は、米子の選考委員にならせていただいて、本当に勉強になったなと思っております。各市町村とも今までのいきさつがありますので、倉吉でもそういう選出の区域があったり、大山もそうなんですけど。それの上に今回新しいことをのせて、一生懸命努力をされて、今の話でやっと定数があったということにきます。私は、そのプロセスが非常に大事だと思っております。選挙なんか任命なのかとって、あたかもこの今回の制度がいけんようなそういう書き方を全国農業新聞がした時期もあったんですけども、こういう一生懸命推進することによって、鳥取市の会長さんがおっしゃったように広報でも出し、ケーブルも出し、市民の全部の認識が広まったということがあると思います。

米子の場合は、商工会の青年部のほうで話があって、商工会青年部からの推薦で女性委員が出てきとられます。確かに、やっぱり農家だけの中の回り番とかでなくて、かなり地域に話が広まったということがございます。ただ、私も22人の方の作文を読みますと、思い方には物すごく差がありまして、農業のことがほとんどわかっていらっしゃらない方もあります。そういう皆さんを全部これからみんなの力で、要はどういう活動をしていくのかということになってまいりますので、やはり事務局のほう、これはうちの農業会議も県の人もなんですけど、そういうプロセスを大事にし、一人一人の皆さんの参加の意識を励ましながら、具体的にどういう成果を出していくかということ、ぜひ強く認識をしていただきたいなと思っております。いずれにしても、大体の見通しがついてきたわけでございますけれども、この間の各会長さん方の御尽力に心からお礼を申し上げておきたいと思っております。

その他の項も含めて、何か皆さんからございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、きょうの会議は以上にさせて

いただきたいと思います。今年度、これから5月に入ってまいりますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。きょうは皆さん、ありがとうございました。